

【監理団体の許可の取消しの内容】

1 監理団体の許可の取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：Kyodo 事業協同組合
- (2) 代表者職氏名：理事長 浦塚 厚生
- (3) 所在地：埼玉県さいたま市岩槻区大字釣上 451 番地 2

2 処分内容

技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和元年 10 月 8 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

Kyodo 事業協同組合は、外国の送出国である、VIET HUMAN RESOURCES CONNECTION JOINT STOCK COMPANY との間で、技能実習法第 28 条第 1 項の規定に照らして不適正な条項を盛り込んだ技能実習事業に関する協定書付属覚書を締結していたことから、監理事業を適正に遂行することができる能力を有するものとは認められず、同法第 25 条第 1 項第 8 号の基準を満たさないため、同法第 37 条第 1 項第 1 号に規定する監理団体の許可の取消し事由に該当することとなった。